ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請書

※整理番号	

税務署受付印

令和　年　月　日

税務署長殿

納税地	〒 電話(　　)　－
(フリガナ) 法人名等	
法人番号	
(フリガナ) 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

☐ 繰延ヘッジ処理については、特別な有効性判定方法等によりたいので申請します。
☐ 時価ヘッジ処理については、特別な有効性判定方法等によりたいので申請します。

承認を受けようとする特別な有効性判定方法等

適用を受けようとする最初の事業年度	(自)令和　年　月　日　(至)令和　年　月　日
上記事業年度が、特別な有効性判定方法等によって有効性を判定しようとするデリバティブ取引等を行った事業年度でない場合には、その事業年度において承認を受けなかった理由	
法人税法施行令第 121 条第１項各号、第 121 条の３の２第１項各号、第 121 条の７第１項又は第 121 条の９の２第１項に規定する方法に代えようとする有効性判定の方法	
法人税法施行令第 121 条の２又は第 121 条の８に規定する有効であると認められる場合に代えようとする有効であると認められる場合	
法人税法施行令第 121 条の３第１項又は第 121 条の９に規定する金額に代えようとする金額	
特別な有効性判定方法等によって有効性を判定しようとするデリバティブ取引等の範囲	
特別な有効性判定方法等を採用しようとする理由	
その他の参考事項	

税理士署名	

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考		通信日付印		確認	

（規格Ａ４）

06.06 改正

ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請書の記載要領等

1　この申請書は、次に掲げる場合に、必要事項を記載して提出してください。

(1)　法人が繰延ヘッジ処理における有効性判定方法等につき、法人税法施行令（以下「法令」といいます。）第121条の４第１項の規定に基づく特別な有効性判定方法等を採用しようとする場合

(2)　法人が時価ヘッジ処理における有効性判定方法等につき、法令第121条の10第１項の規定に基づく特別な有効性判定方法等を採用しようとする場合

2　この申請書は、１(1)又は(2)の特別な有効性判定方法等を採用しようとする最初の事業年度に係る確定申告書の提出期限(法人税法第72条又は第144条の４の規定による仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限）の３月前の日までに、納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。

3　各欄は、次により記載してください。

なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。

(1)　標題は、行おうとする申請の頭部の□をレ印でチェックしてください。

(2)　承認を受けようとする特別な有効性判定方法等の各欄は、それぞれ次により記載してください。

イ　「適用を受けようとする最初の事業年度」欄には、法令第121条の４第１項又は第121条の10第１項の規定の適用を受けようとする最初の事業年度を記載してください。

ロ　「上記事業年度が、特別な有効性判定方法等によって有効性を判定しようとするデリバティブ取引等を行った事業年度でない場合には、その事業年度において承認を受けなかった理由」欄には、当該デリバティブ取引等を行った事業年度において承認を受けなかった理由を記載してください。

ハ　「法人税法施行令第121条第１項各号、第121条の３の２第１項各号、第121条の７第１項又は第121条の９の２第１項に規定する方法に代えようとする有効性判定の方法」欄には、その採用しようとする有効性判定の方法を記載してください。

ニ　「法人税法施行令第121条の２又は第121条の８に規定する有効であると認められる場合に代えようとする有効であると認められる場合」欄には、繰延ヘッジ処理については、その代えようとするヘッジ対象資産等損失額を減少させるために有効であると認められる場合を記載し、時価ヘッジ処理については、その代えようとするヘッジ対象有価証券損失額を減少させるために有効であると認められる場合を記載してください。

ホ　「法人税法施行令第121条の３第１項又は第121条の９に規定する金額に代えようとする金額」欄には、繰延ヘッジ処理については、その代えようとするヘッジ対象資産等損失額を減少させるために有効である部分の金額を記載し、時価ヘッジ処理については、その代えようとするデリバティブ取引等に係る利益額又は損失額に対応する部分の金額を記載してください。

(3)　「特別な有効性判定方法等によって有効性を判定しようとするデリバティブ取引等の範囲」欄には、特別な有効性判定方法等によって有効性を判定しようとするデリバティブ取引等の範囲を詳細に記載してください。

(4)　「特別な有効性判定方法等を採用しようとする理由」欄には、特別な有効性判定方法等を採用しようとする理由を記載してください。

(5)　「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

(6)　「※」欄は、記載しないでください。

4　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。